



埼玉県報

第676号
令和7年(2025年)
12月9日
火曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 入間都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 入間都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま市都市計画下水道（さいたま市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 総合指揮支援システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病害虫防除所）
- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病害虫防除所）
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病害虫防除所）

告 示

埼玉県告示第九百十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第五百五十一号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年十二月九日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市袋字窪七百六十番一の一部、七百六十番二及び七百六十番七の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

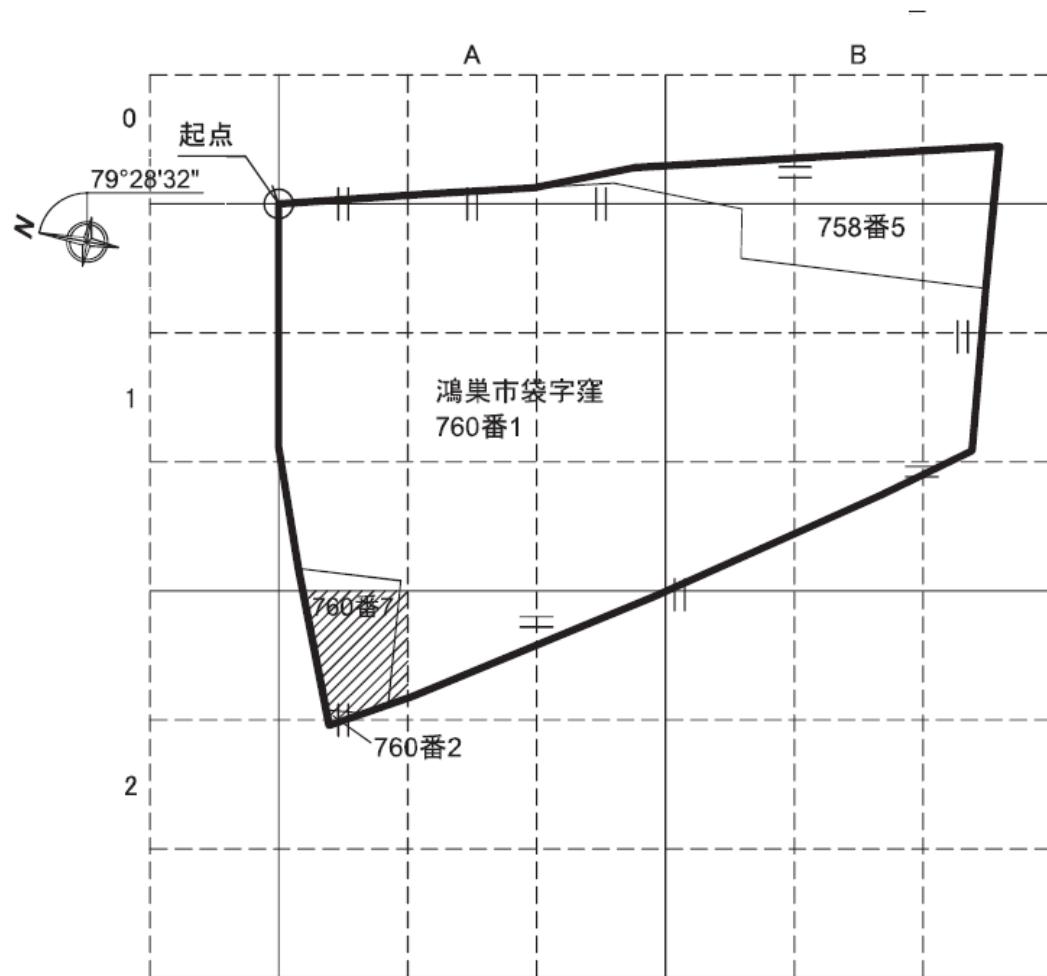
砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

別図

鴻巣市袋字窪758番5、760番1、760番2、760番7



(凡例)

- 単位区画 ($10m \times 10m = 100m^2$)
- 30m格子 ($30m \times 30m = 900m^2$)
- ==== 区画統合
- ===== 筆境界
- 対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域を解除する区画 (砒素溶出量)

【起点】

起点は、鴻巣市袋字窪760番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (79度28分32秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

埼玉県告示第九百十三号

告 示

入間市から入間都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和七年十二月九日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第九百十四号

告 示

入間市から入間都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和七年十二月九日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百十五号

さいたま市からさいたま都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年十二月九日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第九百十六号

告 示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十二月九日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

総合指揮支援システム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年10月16日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

122,615,460円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年8月26日

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和七年十二月九日

埼玉県病害虫防除所長 原 弘信

令和7年5、6月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果								備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)			C/N	水分 (%)	
堆肥	有限会社ホームメ ンテナンス	和牛堆肥	2.0	3.1	3.4				15	28.0	
	埼玉県浦和競馬組 合	馬ふんたい肥	0.6	0.6	0.6				11	78.0	
	朝日アグリア株式 会社	フミカルアップ	1.9	1.6	1.0	11.5			15	9.2	
	兼松アグリテック 株式会社	ソイルジャック	2.3	3.0	2.5				12	8.7	

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和七年十二月九日

埼玉県病害虫防除所長 原 弘信

令和年5月、6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考	
			分析結果		保証票の検査	その他の検査		
			項目	指摘事項				
乾燥菌体肥料	東洋水産株式会社	東水1号	主成分—TN、TP 有害成分—カドミウム					
	朝日アグリア株式会社	乾燥菌体肥料2号						
	株式会社明治	メイジ乾燥菌体肥料						

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和七年十二月九日

埼玉県病害虫防除所長 原 弘信

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀬町	エナーゼ株式会社	混合飼料	ビターゼ	7.5	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	
サイキ食品株式会社 ふじみ野工場 埼玉県ふじみ野市	サイキ食品株式会社 ふじみ野工場	単体飼料	粉碎もやし	7.6	重金属－鉛、カドミウム	
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	三幾飼料工業株式会社 草加工場	単体飼料	60%フィッシュミール	7.6	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀬町	エナーゼ株式会社	ビターゼ	7.5	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
サイキ食品株式会社 ふじみ野工場 埼玉県ふじみ野市	サイキ食品株式会社 ふじみ野工場	粉碎もやし	7.6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	三幾飼料工業株式会社 草加工場	60%フィッシュミール	7.6	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。